

廃棄物最終処分場の設置に関する審査要綱の改正について

1 改正の理由

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 6 号）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 日に公布され、同年 4 月 1 日（一部規定は、令和 8 年 4 月 1 日）施行された。
- それにより、廃棄物最終処分場及びし尿処理施設に係る水質基準項目である大腸菌群数の基準が「大腸菌群数 3,000 個/cm³」から「大腸菌数 800 コロニー形成単位/mL」に改正された。
- このため、本要綱における事業予定計画書案（第 1 号様式の 1）の様式について、必要な改正を行うこととした。

2 改正の内容

(1) 水質基準項目である「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改正

- 事業予定計画書案（第 1 号様式の 1）の様式について、水質に係る維持管理項目である「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改正する。

以上